

サウジアラビアにおける個人データ保護法（1）

（2023年3月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律事務所 Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

1. サウジアラビアにおける個人データ保護法

最近までサウジアラビアには、一般的に適用される個人データ保護法はありませんでした。もっとも、サウジアラビアでは、憲法上、イスラム法（シャリーア）が最高法規とされているところ、イスラム法下では、個人のプライバシーは保護されていると解されており、秘密の漏洩の場合は、イスラム法違反を問うことはできます。また、医療分野や通信分野等、特定分野にはデータ保護に関する条項を含む法律があり、一般的に適用される個人データ保護に関する法律としては、個人データの削除、破壊、変更、漏洩または再配布等を意図したコンピューターへの不法アクセス等が犯罪とされているサイバー犯罪法（Anti-Cyber Crime Law）が挙げられていました。中東湾岸諸国において、個人データ保護法に関する整備が進む中、サウジアラビアにおいても、2021年9月21日に個人データ保護法が承認され、同9月24日に公表されました。同法上、施行規則は、法律の公表から180日以内に出されなければならないとされ、施行日は、公表から180日後とされて（43条）、2022年3月23日が予定されていましたが、施行規則が出ないまま、結局、施行日の延期が発表され、現在2023年3月17日が施行予定日とされています（注：2023年3月17日時点で現地発表なし）。

2. 適用対象

(1) 適用対象

サウジアラビアにおける個人データ保護法は、サウジアラビアで生じる個人データのあらゆる処理について適用されるとされ、サウジアラビア国外の事業者によるサウジアラビア居住者に関するあらゆる手段による個人データの処理を含むとされます（2条1項）。また、死者のデータについても、同人およびその家族を特定し得る場合には、個人データ保護法の保護対象に含まれます（同項）。

従って、例えば、サウジアラビアの居住者が、日本のウェブサイトの商品を購入する場合に、氏名やその他の個人データを入力する必要がある場合、当該個人データを取り扱う日本企業は、サウジアラビアの個人データ保護法を遵守する必要があります。

なお、個人的利用または家族利用を超えない個人データの個人による処理については、個人データ保護法の適用を受けないとされます（2条2項）。

(2) 個人データ

個人データ保護法上、個人データ (personal data) は、「ソースまたは形式を問わず、個人の識別に資する、または直接もしくは間接に識別することを可能にする、氏名、個人識別番号、住所、連絡先番号、ライセンス番号、記録、個人資産、銀行口座およびクレジットカード番号、個人の写真または動画、個人的性質を有するその他のデータを含む、すべてのデータ」とされます (1 条)。また、センシティブデータ (sensitive data) とは、「個人の民族的もしくは部族的起源、または宗教的、知的若しくは政治的信念への言及を含む個人データ、非政府団体または機関の構成員であることを示す個人データ、ならびに、刑事および安全保障に関するデータ、生物測定データ、遺伝子データ、信用データ、健康データ、位置データ、および両親または片方の親が不明であることを示すデータ」を意味するとされます (1 条)。

なお、センシティブデータについては、マーケティング目的で利用できず (26 条)、個人データの科学的、調査的または統計的目的によるデータ主体の承諾のない収集または処理の例外が認められず (27 条)、また、個人データの国外移転について、当局がケースバイケースで認めることができる例外が認められない (29 条) というほかの個人データの場合と異なる取り扱いが定められており、センシティブデータに関し、個人データ保護法に違反する開示または公表があった場合には、ほかの個人データの場合にはない懲役刑を受ける可能性があります (35 条 1 項 (a))。

(3) データ管理者および処理者

個人データ保護法の遵守が求められるのは、データの管理者と処理者ですが、個人データ保護法上、管理者 (Controlling Entity) とは、「自ら処理を行うか、ほかの事業体に行わせるかを問わず、個人データの処理の目的および方法を決定する公的事業体、および民間の自然人または法人」とされ、処理者 (Processing Entity) とは、「データ管理者のために、データ管理者の代わりに、個人データを処理する公的事業体、および民間の自然人または法人」とされます (1 条)。また、処理 (Processing) とは、「手動で行われるか、自動的に行われるかを問わず、あらゆる手段によって個人データに対して行われる処理」を意味し、「収集、記録、アーカイブ、索引付け、調整、書式設定、保存、変更、更新、統合、取得、使用、開示、転送、公開、データ共有、相互接続、ブロック、消去および破棄の処理」を含

むとされます（同条）。これらは、EU の一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）（以下、「GDPR」）に類似する内容です。

3. データ処理の要件

(1) データ主体の同意

サウジアラビアにおける個人データ保護法上、個人データの処理には、原則として、データ主体の同意が必要とされます（5 条 1 項）。同意はいつでも撤回できるとされますが、同意に関するその他の条件については、施行規則で定められるとされ（5 条 2 項）、法律には定めがありません。

例外は、①処理がデータ主体にとって、明確な利益をもたらし、かつ、データ主体に連絡することが不可能な場合、②処理が別の法律に従う場合、またはデータ主体が当事者である契約の履行である場合、および③データ管理者が、公的事業者であり、その処理が安全保障目的または司法的要件を満たすために必要な場合に認められます（6 条）。

同意が不要となる場合は、既に紹介した UAE やオマーンの個人データ保護法よりも限定的です。サウジアラビアの個人データ保護法も、UAE とオマーンの個人データ保護法と同様、GDPR において処理の適法化根拠となる、管理者または第三者によって求められる正当な利益については、同意を不要とはしていないことに留意が必要です。

なお、サービスまたは利益が、個人データの処理と関連しない限り、同意を、サービスまたは利益の提供の条件としてはならないとされます（7 条）。

(2) 処理に関する条件

データ管理者は、個人データをデータ主体から直接取得しなければならず、当該データは、収集の目的を達成するためにのみ処理されなければならないとされます。もっとも、以下の場合には、例外が認められます（10 条）。

- ① 法律に従い、データ主体が同意する場合。
- ② 個人データが公開されている場合、または公開ソースから収集された場合。
- ③ データ管理者が公的機関であり、データ主体以外からの個人データの直接収集、または収集目的以外の目的による処理が、安全目的であるか、ほかの法律の実施のためである場合、または司法要件を満たすためである場合。

- ④ 直接取得の遵守が、データ主体に害を及ぼし、または重要な利益に影響を及ぼす可能性がある場合。
- ⑤ 公衆衛生もしくは安全を保護するため、または特定の個人の生命もしくは健康を保護するために、個人データの収集または処理が必要な場合。
- ⑥ 個人データが、直接または間接的にデータ主体を特定または知ることができる形式で記録または保存されない場合。

また、個人データの処理については、以下のような条件が定められています。

- ① 個人データを収集する目的は、データ管理の目的と直接に関連し、法律の規定と矛盾してはなりません（11条1項）。
- ② 個人データを収集する方法と手段は、法律の規定と矛盾してはならず、データ主体の状況にとって適切であって、直接的で、明確で、安全であり、また、詐欺的でなく、誤解を招かず、恐喝的でないものでなければなりません（11条2項）。
- ③ 個人データの内容は適切であり、収集の目的が達成される限り、データ主体の特定に繋がるものを回避しつつ、収集する目的を達成するために必要最小限に制限されている必要があります（11条3項）。
- ④ 収集された個人データが、その収集の目的の達成のために不要となった場合、データ管理者は、その収集をやめ、すぐに以前収集したデータを破棄しなければなりません（11条4項）。

4. データの国外移転

データ管理者は、国外のデータ主体の生命もしくはその重大な利益を保護するため、または感染を防止、調査、もしくは治療するために極めて必要な場合を除いて、国外に個人データを移転したり、国外の当事者に開示することはできません。ただし、以下のすべての条件を満たす、(a)サウジアラビアが当事者である条約の下での義務の履行である場合、(b)サウジアラビアの利益に奉仕する場合、または(c)施行規則によって定められるほかの目的である場合を除くとされます(29条)。下記①～④のすべてを満たす必要がある場合、所管官庁の承認が常に必要となり、個人データの国外移転は困難になると思われませんが、この点については、施行規則の内容を待つべきと思われれます。

- ① 譲渡または開示が、国家安全保障またはサウジアラビアの重大な利益を害するものではないこと。
- ② 移転または開示される個人データの機密性を保持するために十分な保証が提供され、個人データ保護の基準が個人データ保護法および規則に定められた基準を下回らない

こと。

- ③移転または開示は、必要最小限の個人データに限定されること。
- ④所管官庁が、施行規則に従い、譲渡または開示を承認すること。

管轄当局は、個別にまたはほかの者と共同で、個人データについて、国外で許容可能な程度の保護が得られ、当該個人データがセンシティブデータではないことを確認した場合、ケースバイケースで、上記の条件を免除することができるとされます（29条）。

5. 罰則

個人データ保護法に違反するセンシティブデータの開示または公表の場合には、2年以下の懲役および/または300万サウジアラビアリアル（本稿執筆時のレートで約1億1,600万円）以下の罰金が科せられます。また、個人データ保護法に違反する個人データの国外移転については、1年以下の懲役および/または100万サウジアラビアリアル（同約3,800万円）以下の罰金が科せられます（35条）。

その他の個人データ保護法への違反の場合、警告、または500万サウジアラビアリアル（同約1億9,000万円）以下の罰金が科せられます（36条1項）。違反が繰り返される場合には、罰金は2倍になります（同）。